

# ナレーション原稿

## 事業者の立場から見た 公務員との接触ルールについて ～国家公務員倫理の制度・運用～

平成29年3月

国家公務員倫理審査会事務局

## Chapter 1

### 【chap. 1 : 公務員倫理の枠組み】(p 3)

- このチャプターでは、公務員倫理の分類、国家公務員倫理法の制定経緯や適用対象者など公務員倫理の枠組みについて解説します。

### 【chap. 1 : 1. 公務員倫理の分類】(p 4)

- ひとくちに「公務員倫理」といっても、その捉え方は人それぞれです。
- この教材で説明する「公務員倫理」とは、国家公務員の「職務に係る倫理」のことであり、具体的には、国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程で定められている、利害関係のある事業者と国家公務員との接触ルールなどについてです。これは「狭い意味での公務員倫理」と捉えられるものです。
- 他方、もう少し広く「公務員倫理」を捉えると、信用を損なうような行為の禁止、守秘義務、仕事に専念する義務など一般的な服務規律もありますし、さらには、「公務員としての気概」なども含まれます。
- 本教材は事業者と国家公務員との接触ルールを中心とする「狭義の公務員倫理」に関する内容である点、ご承知おきください。

### 【chap. 1 : 2. 国家公務員倫理法の制定経緯】(p 5)

- 公務員の倫理に関する法律である「国家公務員倫理法」が何故できたのでしょうか。
- これは、1990年代後半に発生した公務員不祥事に端を発しています。
- 1990年代後半、かつての大蔵省、厚生省、通産省などにおいて、幹部公務員が、飲食、贈り物、旅行、ゴルフなど、事業者から過剰接待を受ける事案が明るみになったことが背景にあります。
- 当初は、省庁ごとに倫理規程を定めて対応していましたが、1998年に再び大蔵省の幹部公務員の不祥事が発生し、省庁の自浄作用には期待できないという声が高まりました。
- 国会議員においても、公務員倫理を法律によって規定すべきであるという動きが強くなり、その結果、議員立法により国家公務員倫理法が制定されました。
- そして、2000年に倫理法・倫理規程が施行され、今日に至っています。

【chap.1：3. 国家公務員倫理法の適用対象者】（p 6）

- このような背景でできた倫理法ですが、その適用対象者は「一般職の国家公務員」です。
- 一般職の国家公務員とは、各省庁で行政事務に携わる一般的な国家公務員のことですが、定義上は「『特別職』の国家公務員『以外』の国家公務員」のことです。
- ここで「特別職」とは、内閣総理大臣を初めとした大臣、裁判官や裁判所職員、自衛隊員も含めた防衛省で働く人たちなどを指します。これら特別職「以外」が一般職となります。

【chap.1：3. 国家公務員倫理法の適用対象者】（p 7）

- 倫理法の適用対象者は、一般職の国家公務員ですが、その他の公務員についても、類似の規制があります。
- まず、特別職の国家公務員については、倫理法とは別の法令などで、倫理法と同内容の仕組みがあります。
- また、地方公務員については、多くの自治体において、「職員倫理条例」などで倫理に関する規制を定めています。
- さらに、特殊法人、認可法人、国立大学法人などは、法人ごとに個別に倫理に関する規制を定めています。
- このように、公務員の倫理に関する規制は多種多様ですが、その多くは一般職の国家公務員に適用される国家公務員倫理法と同内容又は類似する内容になっています。したがって、国家公務員倫理法のことを知っていれば、他の種類の公務員の倫理規制にも応用がきく、ということになります。

## Chapter 2

### 【chap. 2：国家公務員倫理の制度・運用】（p 8）

- このチャプターでは、国家公務員倫理の制度・運用に関する基本的な内容を解説します。

### 【chap. 2：1. 倫理法の目的・倫理行動規準】（p 9）

- 国家公務員倫理法の目的は第1条に定められています。
- そこには、公務員の「職務の執行の公正さに対する『国民の疑惑や不信を招くような行為の防止』を図り、もって公務に対する『国民の信頼を確保すること』を目的とする」とあります。
- つまり、国民の疑惑や不信を招くような行為を防止するよう、公務員が守るべきルールを定めている、ということです。
- 倫理法をより具体化したものとして、国家公務員倫理規程が定められています。
- 倫理規程の第1条でも、国家公務員が心に刻むべき行動規準として、①～⑤に掲げる事項が定められています。公務員として当然のことであり、言うまでもないことばかりですが、かつての不祥事を教訓に、個々の公務員がこれらの行動規準を肝に銘ずるべく、明確にしています。

### 【chap. 2：2. 倫理法・倫理規程の主なルール】（p 10）

- ここからは、倫理法・倫理規程の具体的な中身に入っていきます。まずは全体像を解説します。
- 倫理規程で定める規制の内容は、国家公務員の相手が利害関係者か否かで異なります。詳細は後ほど説明しますが、利害関係者との関係でのルール、利害関係者『以外』との関係でのルールがそれぞれ定められています。

### 【chap. 2：3. 倫理法令における利害関係者】（p 11）

- このように、利害関係者とは何かを理解することが重要となります。
- 利害関係者とは、国家公務員にとって、「特定の事務の相手方となる事業者等又は個人」になります。
- 「特定の事務」とは、許認可、補助金の交付、立入検査、不利益処分、行政指導など、ここに掲げられた事務のことです。
- また、「事業者等」とは、企業などの営利法人だけでなく、それ以外の団体や事業を行う個人も該当します。さらに、事業者等の利益のために国家公務員

に接触している、役員、従業員なども事業者等とみなされます。

【chap. 2 : 3. 倫理法令における利害関係者】(p 12)

- したがって、皆様のお仕事の相手が国家公務員であり、皆様が「特定の事務」の相手方になっている場合には、皆様はその国家公務員との関係では利害関係者に該当することになります。
- 皆様の業務において、利害関係がある国家公務員はいるか、確認してみてもいかがでしょうか。

【chap. 2 : 4. 利害関係者との間における禁止行為と例外】(p 13)

- では、次に、国家公務員が利害関係者との間で禁止されている行為について説明します。
- 国家公務員は、利害関係者から、「金銭、物品等の贈与を受けること」、「金銭の貸付けを受けること」、「無償で物品等の貸付けを受けること」などに掲げられた行為が禁止されています。

【chap. 2 : 4. 利害関係者との間における禁止行為とその例外】(p 14)

- 先ほど紹介した行為は原則禁止ですが、「例外」として、利害関係者から国家公務員がここに掲げられている行為を受けることは認められています。
- 例えば、国家公務員は利害関係者から物品の贈与を受けることが原則として禁止されていますが、①のように、「宣伝用物品又は記念品」で「広く一般に配布するもの」であれば、国家公務員が利害関係者から受領してもよい、ということです。具体的には、広く配布している、社名入りのボールペン、クリアファイル、カレンダーなどが挙げられます。
- また、国家公務員が利害関係者から車の送迎を受けることは、「無償でサービスの提供を受けること」に該当し、原則禁止とされています。しかし、③のように、周囲の交通事情などからみて相当と認められる範囲であれば、国家公務員はこのような自動車の提供を受けることは可能です。
- このように、原則禁止となる行為について、一定の例外もあります。

【chap. 2 : 4. 利害関係者との間における禁止行為とその例外】(p 15)

- 引き続き、禁止行為の「例外」について説明します。
- 「私的な関係」があれば、例外的に利害関係者との間での各種禁止行為を行うことが認められる場合があります。
- 「私的な関係」については、国家公務員と利害関係者との間で、仕事上での

ような関係があるのか、「私的な関係」に至った経緯はどのようなものか、などの観点から、国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合は禁止行為の例外として認められています。

- 例えば、小中学校時代からの親友関係が続いている者同士が、利害関係者となっているような場合などは、「私的な関係」に該当すると考えられます。
- 他方、国家公務員である知人で、ずっと連絡をとっていなかった相手と久しぶりに再会した際、自分自身が利害関係者になっていた、というようなケースでは、『私的な関係』とは言えない」と判断されることもあります。
- さらに、国家公務員が仕事で知り合った相手の場合には、「私的な関係」に該当しないと判断されることもあります。

#### 【chap. 2 : 5. 利害関係者以外との間における規制】(p16)

- ここまでは、利害関係者と国家公務員との関係について説明しましたが、ここでは、利害関係者に「当たらない」事業者と国家公務員との関係におけるルールを説明します。
- 国家公務員は、相手が利害関係者「以外」であっても、供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、利益の供与を受けてはならない、とされています。
- この「社会通念上相当」かどうかの判断のポイントとしては、その行為を行った原因・理由の相当性、その行為の対象は国家公務員だけなのかそうではないのか、金銭が関係している場合は金額が高額すぎないか、行為の頻度はどうか、さらには国家公務員と工作上密接な関係があるかどうか、こういったことを総合的に勘案して判断することになります。
- 国家公務員側が気をつけておくべきことですが、皆様も気になる場合には、国家公務員倫理審査会事務局へご相談ください。

#### 【chap. 2 : 6. 倫理法令に関するFAQ】(p17)

- これまで、国家公務員倫理法・倫理規程の基本的な内容をお話ししてきました。繰り返しになりますが、公務員倫理のルールは、利害関係者に該当するかどうか、まずはポイントになります。
- このページからは、国家公務員とつきあいがある事業者の皆様から頻繁にいただく質問をまとめました。
- まず、国家公務員への贈り物についての質問です。
- 「委託事業でお世話になっている国家公務員を訪問した際に、差し入れとして、簡素なお菓子を渡したいが、問題ないか。」というケースです。いかがで

しょうか。

- まず、差し入れをしようとしているのは、利害関係者であるという前提です。
- そうすると、国家公務員は、利害関係者から金銭や物品などを受け取るとは原則として禁止されています。これは、お中元、お歳暮など名目・金額にかかわらず原則禁止です。
- 一方で、例外もあります。広く一般に配布される宣伝用物品や記念品であれば、国家公務員が利害関係者から受け取るとは認められます。
- 今回のケースの場合、「差し入れ」がこの例外に該当するかどうかポイントになります。
- 配布対象者が限定されていると、「広く一般に配布される」とは言い難いものとなりますし、店頭で購入したお菓子などは「宣伝用物品や記念品」に該当しません。

#### 【chap.2：6. 倫理法令に関するFAQ】(p18)

- 次は、利害関係者が国家公務員を車で送迎する場合についてです。
- 「国家公務員が委託事業の調査・視察に来ることとなった。最寄り駅と訪問先の間には公共交通機関がないことから、当社が送迎したいと考えているが、問題ないか。」というケースです。いかがでしょうか。
- 国家公務員は、利害関係者から無償でサービスの提供を受けることができません。車による送迎は、この「サービスの提供」に該当し、無償で提供を受けることは原則として禁止されています。
- 他方、利害関係者が提供する自動車による送迎に関しては、公共交通機関がないといった相当性が認められることなど、ここに掲げた要件を「全て」満たせば、認められることとなります。
- 自動車による送迎については、個別具体的に判断する必要があり、倫理審査会からも事例集などで紹介をしています。事例集などは倫理審査会ホームページでも閲覧できますし、それでも判断がつかないような場合には、倫理審査会事務局に御相談ください。

#### 【chap.2：6. 倫理法令に関するFAQ】(p19)

- 次は、利害関係者が国家公務員と共に飲食をする場合についてです。
- 「利害関係のある国家公務員と一緒に食事に行くことになった。会費を予め徴収したが、当日、コース対象外の料理も注文することになり、その分の支払いは請求せず、負担したが、問題ないか。」というケースです。いかがでしょうか。

- 国家公務員が利害関係者と飲食を共にすること自体は禁止されていません。
- 問題となるのは、国家公務員が利害関係者の負担で飲食をすることです。つまり、国家公務員が自己の飲食に係る費用を負担していれば問題ありませんが、その負担額が不十分な場合は、禁止行為に該当します。
- 国家公務員側には、利害関係者と飲食する場合には割り勘で行うよう周知・徹底しています。事業者の皆様におかれましても、この点、御理解・御協力をお願いいたします。

【chap.2：6. 倫理法令に関するFAQ】(p20)

- 次は、旅行やゴルフに関する質問です。
- 「利害関係のある国家公務員と、プライベートの話もするようになり、旅行やゴルフが共通の趣味であることが分かった。そこで、今度、一緒に、ゴルフ旅行をしたいが、問題ないか。」というケースです。いかがでしょうか。
- 国家公務員が利害関係者と一緒に旅行、ゴルフ、遊技をすることは、禁止されています。飲食と異なり、国家公務員が自己の費用を負担したとしても、認められていません。
- この禁止規定は、過去に国家公務員が利害関係者とこのような行為について、過剰な接待を受けていた経緯などがあり、規制されているものです。
- なお、「国家公務員が会員となっているゴルフクラブのコンペに参加した際、利害関係者とたまたま一緒になった場合」など、ここに掲げたような場合は、禁止行為には当たりません。

【chap.2：6. 倫理法令に関するFAQ】(p21)

- 次は、講演や原稿執筆の依頼に関する質問です。
- 「利害関係のある国家公務員に、業界に適用される新ルールの説明の講師を依頼したいが、問題ないか。」というケース。いかがでしょうか。
- 倫理法・倫理規程においては、依頼主が利害関係者か否かを問わず、国家公務員が講演や執筆などの依頼を受けること自体は禁止されていません。
- 事業者の皆様から国家公務員倫理審査会に対して、講演料や原稿料に関するお問合せも寄せられますが、受取の可否も含めて、省庁ごとに基準・目安が定められています。講演料や原稿料など報酬の基準について、御不明な点があれば、依頼先の国家公務員又はその所属組織にお問い合わせください。

【chap.2：6. 倫理法令に関するFAQ】(p22)

- 最後に、利害関係のない国家公務員との接触に関する質問です。



- 「仕事上付き合いのある国家公務員で、倫理法令上の利害関係は生じていない者と接触する場合、倫理法令は気にしなくてよいか。そのような者に、例えば、自社がスポンサーになっているコンサートの招待券を渡すことは問題ないか。」というケース。いかがでしょうか。
- 国家公務員は、利害関係者「以外」からであっても、供応接待を繰り返し受けたり、著しく高額なものを受け取ったりするなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待などを受けることが禁止されています。
- この「社会通念上相当」の判断のポイントとしては、原因・理由の相当性、対象者の限定性、金額、頻度、相手との関係性などを総合的に勘案して判断することになります。
- このケースの場合については、国家公務員以外にも招待券を配布しているのか、招待券はどれくらいの価額なのかなどを総合的に考えることになります。
- 気になる点があれば、国家公務員倫理審査会事務局に御相談ください。

## Chapter 3

### 【chap. 3：倫理法令違反への対応】（p23）

- このチャプターでは、倫理法令違反となった場合の措置、違反の疑いに関する相談・通報の仕組みなどについて説明します。

### 【chap. 3：1. 倫理法令違反となった場合の措置】（p24）

- 国家公務員が倫理法令に違反した場合、その国家公務員は懲戒処分などを受けることとなります。
- 懲戒処分は、最も重いものとしては免職があります。また、比較的軽い違反の場合には、懲戒処分に至らないまでも、省庁ごとの内部規程で定めた「矯正措置」を受けることもあります。
- 他方、違反に関与した事業者に対しては、倫理法令上、処分はありません。しかしながら、倫理法令以外の法令に抵触する場合や、重大違反のあった業界全体に対しては規制が強化されるなど、将来の事業展開に支障が生ずるおそれもあります。

### 【chap. 3：2. 違反の疑いに関する相談・通報】（p25）

- 倫理法令に違反する疑いがあったり、違反に至らなくとも気になることがあれば、相談・通報窓口に早めにご連絡ください。早めに相談・通報していれば、深刻な事態になる前に対応できたケースも見られます。
- 国家公務員倫理審査会では、「公務員倫理ホットライン」として、匿名でも受け付けている窓口を設置しています。また、各省庁でも窓口を設置しています。

### 【chap. 3：2. 違反の疑いに関する相談・通報】（p26）

- 最後に、国家公務員倫理審査会に設置されている「公務員倫理ホットライン」に通報が寄せられた場合の流れを紹介します。
- 通報が寄せられた場合、通報の対象となった公務員が所属する省庁に、国家公務員倫理審査会が連絡をします。その際、通報した方の氏名など個人が特定されるような情報は伝えません。
- その後、通報内容を基に、各省庁が主体となって「予備的調査」を進めます。
- その結果、「違反の疑いナシ」となった場合、その結果を倫理審査会事務局から通報した方に連絡します。
- 他方、「違反の疑いアリ」となった場合、さらに詳細な調査を行い、倫理審査会において調査結果の報告や処分内容を精査します。最終的に「違反事実があ

る」場合に、その態様に応じて違反をした国家公務員に処分等が行われることとなります。

## エンディング

以上、国家公務員と事業者の皆様が接触するに当たってのルールを定めた倫理法、倫理規程の概要を御説明しました。

これらのルールは国家公務員が守るべきルールですが、国家公務員、事業者双方の円滑な業務運営のためにも、皆様の御理解と御協力をお願いします。

御不明な点等あれば、国家公務員倫理審査会事務局まで御相談ください。